

福岡県文化団体連合会調査役設置規約

第1条 福岡県文化団体連合会(以下「県文連」という。)の事務局体制を強化するため、調査役を置くことができる。

第2条 調査役は理事長が任免する。

第3条 調査役の所掌は次のとおりとする。

- ① 県文連の会報等の編纂や写真撮影などの広報事業に関すること。
- ② 県文連が実施する芸術体験講座等に関すること。
- ③ 情報化の推進など専門的・技術的な業務に関すること。

第4条 調査役は無報酬とする。

第5条 調査役が業務に関し出張したときは、費用弁償として旅費を支払う。

- 2 県文連は一定の業務を明示して調査役に委任することができる。この場合、委託業務に関わる報酬及び旅費等については当該委託契約のなかで処理する。

第6条 調査役は7名以内とする。

第7条 調査役は常勤調査役及び非常勤調査役とし、常勤調査役には県文連事業部長を充てる。

- 2 常勤調査役については第5条の規定は適用しない。

第8条 この規約に定めるもののほか、調査役の業務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。